



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 蒲 生 誠 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部、大 証 第 1 部
間 合 せ 先 常 務 取 締 役 多 田 進
(TEL. 03-5604-7710)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 85 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株式の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株式の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条および第 2 条)。

(2) 取締役の事業年度に対する経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 2 4 条(任期)につき、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第 7 条 (条文省略)
<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第 9 条 当社の単元株式数は、1 千株とする。 2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、 <u>単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)</u> に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1 千株とする。 (削除)
<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>(株券の種類)</u> 第 11 条 当社の発行する株券の種類は <u>取締役会の定めるところによる。</u>	(削除)

(下線部分が変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第 13 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 11 条～第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 25 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

以 上